

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木重一の上告趣意は、末尾添附別紙記載の通りであるが、量刑不当の主張に過ぎず上告適法の理由にならない。

よつて旧刑訴四四六条に従つて主文の如く判決する。

以上は関与裁判官全員一致の意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二五年一二月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長 谷 川	太 一 郎
裁判官	井 上	登
裁判官	島	保
裁判官	河 村	又 介